

現代経営学の魅力に惹かれて

丹野 勲

はじめに

経営学(management)は、ダイナミックに変貌している現代社会において、もともと今日的な学問である。経営学は、組織体の管理に関する社会科学であるといえるが、その研究対象は、企業が中心である。そのほか、官庁、病院、国際機関、学校、ボランティア団体、NPO法人、宗教団体などの非営利組織も含まれる。その意味で、経営学は、研究対象が広範囲であることは魅力である。

経営学は、学際性、実践性という特徴を持っている。経営学は、経済、法律、工学、心理、社会、歴史、文化、地域等の学問分野と密接に関わりを持っており、学際的なアプローチを重視している。学際性ととともに、実践性を強く有していることも経営学の魅力と特徴である。特にアメリカ経営学は、政策論や技術論としての企業経営に実際に役立つことを重視し、アメリカのビジネススクール(大学院レベルの教育研究機関)での教育研究においては特にこの傾向が強い。

日本においては企業をめぐる不祥事や事件が相次いでいるが、この本質の解明においても経営学的視点が重要である。その際、企業を中心とした組織体の管理・経営のあり方が国際的に相違しているという認識も必要である。経営学が当然社会科学である限り、普遍的な理論構築が必要である。すなわち、社会科学としての経営学は、原因と結果、理由・動機と行動・結果といった、因果関係、一般的な法則を探求することであるといえる。その研究方法としては、仮説検証、事実発見、モデル構築・分析、概念構築・分類、制度・構造分析などがある。さらに、経営学では、歴史的視点も必要である。企業経営が、時間の経過とともに変化しているという歴史的視点も重要である。

経営学の中心的な研究対象である企業、会社、株式会社、公企業、協同組合、NPO法人について考えてみることにしよう。

1. 企業、会社とは何か

企業とは、継続的に生産、流通、金融、サービスなどの経済活動、事業活動を行う独立した単位である。企業には、私人、民間が出資する私(民間)企業、および、国や地方公共団体などが直接運

営するか、出資する公企業がある。

私(民間)企業とは、個人や民間が出資し、営利を目的とする企業をいう。私企業には、個人企業と共同企業がある。個人企業は、原則として1人が出資して事業を営む企業形態で、共同企業は原則として2人以上が出資して事業を営む企業形態である。

共同企業には、日本の法律では、会社、協同組合、民法上の組合、匿名組合、有限責任事業組合、投資事業有限責任組合などがある。そのなかで、会社がもっとも代表的で、合名会社、合資会社、株式会社、合同会社などの形態がある。

国際的に企業形態をみると、国営企業、公営企業などの公企業、および個人企業、合名会社、合資会社、株式会社、有限会社、協同組合などの私企業(民間企業)が存在しているという点でほぼ共通している。ただし、国により各種の企業形態の比重が違っていたり、同じ株式会社、有限会社であっても各国の会社法制により微妙に相違している。また、これ以外の企業形態が存在している国もある。中国やベトナムといった社会主義諸国では、一般的に公企業の比重が高い。

個人企業は、原則として個人が出資し、経営する形態である。歴史的にみて、最初の企業形態である。個人企業主は、通常、経営の決定を1で行い、得た利益はすべて自分のものにできる。しかし、損失や債務はすべて個人事業主が負うことになる。以上のように、個人企業は、企業の債務に対して無限責任を負うことになる。

個人企業は、現在でも、もっとも数の多い企業形態である。たとえば、八百屋、肉屋、そば屋、パン屋、酒屋などの商店や農家は、多くは個人企業である。

個人企業は、個人が集めることのできる資金には限界があるため、事業が拡大すると、一般的に共同企業形態としての会社に発展する。

2. 会社

原則として2人以上が出資して事業を営む形態が共同企業である。共同企業で代表的な形態が会社である。日本の法律では、会社には、合名会社、合資会社、株式会社、有限会社(特例有限会社)、合同会社などがある。

日本で最初に会社制度が法的に承認されたのは、1872(明治5)年の国立銀行条例であるといわれている。これは、アメリカのナショナルバンク制度をモデルにしたものである。これにより、国立銀行は、第一国立銀行をはじめとして、1879年にはその数は153行にも及んだ。その後、株式会社としての事業会社が相次いで設立された。1882(明治15)年に設立された大阪紡績会社が本格的な株式会社としての事業会社の最初であるとされている。さらに、鐘淵紡績、倉敷紡績などが株式会社として設立された。1884(明治17)年からは、官営工場、官営鉱山などの民間払い下げが開始され、多くの株式会社が設立され、三井、三菱、古河、浅野といった財閥の基礎が形成されていった。

2006年6月に施行された会社法(以下新会社法とよぶ)では、株式会社以外の会社、合名会社、合

資会社、合同会社の3つの会社形態を合わせて持分会社とした。会社は、日本の商法では、営利目的で設立された社団法人であると定義している。会社は、経済的な利益を得るという、営利を目的とするものである。社団法人は、法律用語である。社団とは団体としての組織・機構を備えた人の集合体を意味する(これに対して財団は、財産の集合である)。また、法人とは、文字どおり法律がつくった人である。すなわち法人とは、本当の人(これを法律用語で自然人といっている)と同等の権利能力を持つ法律上の主体をいう。したがって、法人は自然人同様に、契約の締結、取引行為、財産の所有などの権利義務の主体としての権利能力を持つのである。たとえば、会社は、会社名義で取引をしたり、財産を持つことができる。ただし、法人格の濫用または法人格の形骸化が認められるような場合に、当該法人かぎりで法人格が否定される、法人格否認の法理が、判例により認められている。

3. 株式会社

株式会社は、現在では私企業の代表的形態である。国際的にみても、資本主義国のみならず、社会主義国においても、株式会社(特に大企業)は、もっとも一般的な企業形態である。

株式会社の起源は、1602年設立のオランダ東インド会社であるといわれている。

株式会社の第1の特徴は、資本を出資した株主は、全員有限責任である。たとえば、もしある株式会社が倒産し、その株式会社に10億円の債務があったとしよう。株主は、株式への出資額が10万円であれば、その株式が無価値になり投資を回収できなくなるが、それ以上の会社債務返済の義務はない。すなわち、株主は自己の出資額を限度として会社の債務に責任を負えばよく、それを超えた部分に対しては責任を負わない。そのため、出資のリスクが限定されることから、株式会社は多数の人々から多額の資本を集めることを可能とした。

第2の特徴は、資本の証券化である。株式会社は、株式という証券を発行して株主から資金を調達する。株式会社のなかで、公開企業の場合、原則として株式は証券市場で自由に売買することができる。新会社法において、株式会社の最低資本金制度がなくなり、資本金1円でも株式会社を設立することが可能となった。資本金1円では、出資者は1人のみということになり、いわゆる1人会社も認められている。

株式会社を設立する場合、会社の基本的規則としての定款を作成し登記をする必要がある。定款には、会社の商号、企業の目的(事業内容など)、本社の所在地、設立に際して出資される財産の価額またはその最低額、発起人の氏名または名称と住所などのほかに、会社が発行する株式の総数(授權株式数)、および会社の設立に際して発行する株式の総数を必ず明記しなければならない。そして、実際に発行する株式数は、授權株式数の4分の1以上でなければならないとしている。なお、授權株式数の枠内であれば、取締役会の決議のみで新株を発行できる。株式会社の設立にあたって、発起人のみが株主となって会社を設立する発起設立、および発起人以外にも株主を募集して会社を

設立する募集設立がある。

4. 公企業

国や地方公共団体などが直接運営するか、出資する企業が、公企業である。私企業以外の企業形態として、社会主義国のみならず資本主義国においても、いわゆる国営、公営企業などの公企業が多く存在している。国営・公営企業の民営化の動きが、社会主義国だけではなく資本主義諸国でも共通する世界的趨勢として存在していることは注目される。なぜ公企業の民営化が行われるのだろうか。それは、一般的に公企業は、国や地方からの規制や天下り、経営自主権の制約、地域・事業独占などにより、結果として企業経営が非能率の傾向があるからである。公企業を民営化することにより、自由競争の原理をとり入れ、経営自主権を高め経営を効率化しようというものである。

発展途上国では、一般的に国営・公営企業の比重が高い傾向がある。経済発展の初期段階、発展途上の段階の場合、公部門による産業基盤整備、産業育成が必要であるためである。日本でも、明治初期に官営事業として多くの公企業を設立した。たとえば、1868(明治1)年に石川島造船所、横須賀製鉄所、横浜製鉄所、1872(明治5)年に富岡製糸場、滝野川紡績所、1875(明治11)年に深川セメント製造所、1876(明治12)年に品川ガラス製造所などの官営事業を創設した。

公企業は、公益性の強い事業、財政収入、経済発展の基盤形成、国家的安全の確保、資源の確保、経済政策、社会的共通資本の建設と管理、国家の安全や社会の治安維持、などのため設立される。

5. 協同組合

組合員の相互扶助と地位の向上を図る目的で設立された法人が、協同組合である。協同組合は、組合員(消費者、事業者など)のための企業であるといえる。

歴史的にみると、17世紀に産業革命を経験したイギリスで確立されたとされ、協同組合の原型は、1844年に設立されたロッチデール公正開拓者組合であるといわれている。そのため、協同組合は、ヨーロッパで発展を遂げ、現在でもヨーロッパ各国で多くみられる。

日本では、消費者のための協同組合として消費生活協同組合(生協)、中小企業のための協同組合として事業協同組合、信用協同組合(信用組合)、企業組合などがある。事業協同組合は、商業、工業、鉱業、運送業、サービス業などを営む小規模事業者のための協同組合である。たとえば、事業協同組合として、同業者組合、商店街組合、工業団地などにおける団地組合、産地組合、下請組合、地区組合などがある。信用協同組合は、組合員のための金融機関である。企業組合は、他の協同組合と異なって、個人が主体となり事業を営む協同組合である。たとえば、労働者同士が共同出資して事業を営む労働者協同組合などがある。農林水産業者のための協同組合として、農林中央金庫、農業協同組合(農協)、森林組合、水産業協同組合などがある。

協同組合の特徴として以下がある。

- ①組合員は、出資口数の多少にかかわらず、1組合員に1票の議決権を有する。すなわち、協同組合は、株式会社のような1株1票主義ではなく、1人1票主義という民主的運営の原則を採用している。
- ②協同組合の加入、脱退は原則として自由である。ただし、法律で、組合員の資格が限定されている場合(たとえば農協の場合は農業従事者、生協の場合は一定の地域や職域による人)は、その範囲の人が組合員になることができる。
- ③組合員は、出資1口以上を有しなければならない。協同組合の組合員になるためには、出資して持ち分を得る必要がある。
- ④剰余金の割戻し。組合員の利用分量に応じて剰余金の割戻しを受けることができる。共同組合では、剰余金の分配は、株式会社のような出資額によるのではなく、組合からの購買額、利用額に比例する方法である。

おわりに — 注目すべき組織体、NPO法人

企業ではないが、日本で最近注目されている法人形態の組織として、NPO法人がある。NPOとは、英語でNon Profit Organizationのことで、非営利組織を意味する。日本では、NPO法として、「特定非営利活動促進法」が1998年に施行された。日本では、NPO法人を、正式には、特定非営利活動法人という。

NPO法人は、営利を目的とせず、公益性を持ち活動を行う団体に法人格を与えるものである(公益法人として、そのほかに社会福祉法人、学校法人、宗教法人、医療法人などがある)。NPO法人設立の狙いは、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動を促進しようとするものである。

NPO法は、NPO法人が主たる目的として行う分野として、保健、医療、社会教育、まちづくり、文化、芸術、スポーツのような17の活動をあげている。日本では、介護施設、福祉施設、児童館、学童クラブなどの運営、ボランティア活動、文化・スポーツ活動、国際協力などを目的とするNPO法人が多く設立され注目されている。

学生諸君も、身近にあるNPO法人に関心を持ってほしい。経営学は、このようにNPO法人などを含む広範囲な組織体を、学際的視点を加えて理論的・実証的に研究する学問であることが魅力である。